

【修士論文要旨】

19世紀尾張藩における身分的特権獲得者の 政治的・社会的役割

－ 尾張国海東郡津嶋村渡辺新兵衛の事例を中心に －

田 中 博 久*

19世紀における身分的特権獲得者に関する研究は、個別藩領において領主側の政策を通じて行われている。そのなかで伊藤昭弘氏は、宝暦期に確立した萩藩の褒賞制度によって身分的特権を得た人物たちを中間層と総称し、その褒賞制度の分析を通じて、彼らの評価をおこなっている¹⁾。伊藤氏によると、萩藩では宝暦期より領主側が「御仕成」といわれる褒賞制度を通じて、行政に地域社会の一部分を取り込むことで地方支配を行おうと目論んでいた、とされている。しかし「御仕成」を得るための条件が、経済力を重視するようになっていくと、次第に褒賞獲得者の間で特権が株化され、金銭によって権利が譲渡されるようになり、領主側の手を離れて独自の形態をとられるようになったことを明らかにし、そのうえで領主政策を独自の形態に変化させた中間層の自主性を評価している。

しかし伊藤氏の研究は、「御仕成」という褒賞政策の確立を起点にしてそこから褒賞獲得者の評価をおこなっているため、褒賞制度確立以前との関連性が欠如していると思われる。同論文では、「御仕成」制度の確立以前の段階にも身分的特権獲得者が存在していることは指摘しており、褒賞制度確立以前からも百姓身分への身分的特権付与という行為そのものは存在していたと考えられる。しかし同論文においては、「御仕成」制度確立前後との関連性については特に言及されていない。

一方尾張藩においては、鬼頭氏の研究によって享和3年以前には、幕府の法令とは異なる、独自の規定によって身分的特権の付与をおこなっていたことが指摘されている程度である。そこで本論では、18世紀段階をふくめた尾張藩における身分的特権付与に関する規定の流れをみてゆき、そのうえで19世紀における身分的特権獲得者が領主にとってどのような役割を担っていたのかを検討していった。

第1章では、尾張藩の法令から身分的特権の付与に関する規定の変遷をみていった。まず延享元年（1744）の規定をみてゆくと、百姓身分が身分的特権を獲得するには、「格別之由緒」

*中部大学大学院 国際人間学研究科歴史学・地理学専攻

と「古来玆格別之筋目」を持つことが原則事項であったことが明らかとなった。しかし一方原則からは外れた人物も存在しており、その規定によると功績が評価された人物に対しても身分的特権を付与していたことが判明する。こうした尾張藩独自の規定は、その後享和3年（1803）になると大きく変化していった。

享和3年（1803）に制定された「百姓共苗字帯刀并御目見自分一札差免方取扱究」（以下、「差免方取扱究」とする）をみると、この当時身分的特権を得るには、領主行政への関与や地方の治安維持といった内容の功績の有無が重要視されていることが明らかとなった。また功績の具体的な事例としては、尾張藩に有益となる考えを提言し、それが藩側の政策に取り入れられるなど、積極的に領主行政に関与してゆくものが功績になることもあれば、領主側より命じられた業務を円滑に執り行ったことが功績となることもあり、領主行政への関与の度合は一樣ではなかった。

その一方従来の原則事項であった由緒や筋目は、「差免方取扱究」においては、先の事例に准じた功績をたてた後、藩側が身分的特権を付与するに相応しい人物に値するかを見てゆく際に吟味されており、従来に比べて重要視されなくなっていると考えられる。

そして第2章では、第1章のような規定の変化がみられた要因として所附代官制度を挙げ、所附代官所が設置されたことで、支配者層である尾張藩や被支配者層である地域社会にどのような変化があったのかをみてきた。所附代官所が設置されたことで、領主側は従来国奉行系列でおこなっていた地方支配に関する業務のうち、比較的軽度なものを所附代官所に取り扱わせ、重度なもののみを国奉行所が取り扱うことで業務を区分し、地域社会の訴願活動を城下から分散させていたのであった。

それに対して地域社会側では、所附代官所設置を初めとした地方支配に関する改革の試行錯誤のなかで、設置当初は所附代官所が取り扱っていた業務の一部を地域社会が担うこともあり、地域社会が領主行政に関与する機会が増えていったのである。そしてこのことが、後の「差免方取扱究」の制定につながっていったのではないかと考えた。

次に第3章では、18世紀半ば頃に身分的特権を獲得した家の由緒書を分析してゆくことで、第1章で明らかとなった、身分的特権付与の原則事項である「格別之由緒」と「古来玆格別之筋目」とは具体的に何を示しているのか。そして、例外的に身分的特権を付与させる根拠となっていた功績とは、具体的にどのような内容であるのかをみてきた。

まずは、原則事項であった「格別之由緒」と「古来玆之筋目」の具体像を、尾張国海東郡津嶋村堀田徳右衛門家の由緒書の分析を中心にみていった。それによると堀田家の祖先は、中世段階における尾張地域の在地領主である堀田尾張守正重であり、その子孫が津嶋村に居住した後も、同じ堀田尾張守正重を祖先とする大名が尾張国を通行する際には、御目見をおこなっており、近世以後もその血縁関係をもって武士身分との交流があったのである。

他の事例としては、尾張藩領内に位置する大赤見村服部家の由緒書をみると、服部家は織田家に仕えた在地有力者にその起源を持ち、その後清洲並びに尾張藩において家臣として召

し抱えられていたことが明らかとなった。以上の点から、18世紀半ば頃の身分的特権に関する規定の原則事項のうち、「格別之由緒」とは中世段階の尾張地域における在地有力者にその家の由緒を持つことであった。そして「古来玆格別之筋目」とは、近世以後も血縁者や主従関係などを根拠に武士身分との関わりが続いていたことを示していたのであった。

一方身分的特権付与の根拠であった功績の具体的内容については、葉栗郡宮田村平右衛門の由緒書を中心に分析していった。宮田村は木曽川沿いに位置し隣国との境目であることから、他領とも関わる御用を平右衛門が担っていたのである。そして御用の取り扱いに際して円滑に行うため、必要に応じて身分的特権を願い出たのであった。

また他の事例として、先に述べた大赤見村服部家の由緒書では、享保期に大赤見村の庄屋を勤めていた弾助という人物が、度重なる御用金の調達を功績として評価されて尾張藩より身分的特権を付与されていた。またその息子であり同名の弾助も、村が抱える負債の返済と百姓離散を取り鎮めたことなどが功績として評価され、父と同様に身分的特権を獲得していた。このように18世紀半ばにおいて、身分的特権付与の根拠となっていた功績とは、幾度にも渡る御用金の調達や、国境で他領と関わり合う御用の取り扱いなどであった。そしてこれらの功績は、後の規定である「差免方取扱究」における事例でも共通してみられることから、18世紀半ばにおける功績を根拠に身分的特権を獲得した人物たちは、「差免方取扱究」における身分的特権獲得者の前身的存在であり、19世紀における身分的特権獲得者はそれ以前より連続した存在であったといえよう。

そして第4章においては、尾張国海東郡津嶋村渡辺新兵衛を事例に、領主層が取り扱う河川改修における同人の動向をみてゆくことで、19世紀の身分的特権獲得者が領主側にとってどのような役割を担ってきたかを検討した。木曽川水系の影響下にあった尾張北部・西部地域にとって、そこから発生する水害への対策として、河川の普請は絶えず生じてきた。第3章で挙げた身分的特権獲得者も河川の水害や普請に際して、人足を召し連れて藩・地域の普請に参加したり、水害の被害を被った窮民に対して経済的支援を施していたりしていた。

それに対して渡辺新兵衛は、それまでの身分的特権獲得者とは異なる動向を示していた。文化期において渡辺新兵衛は、木曽川の支流であり津嶋村にも影響を与える佐屋川の水行普請を、尾張藩が計画していることを巷で耳にした。その際には藩側の普請計画に対する自身の見解を書状に認め、藩に提出することで尾張藩の政策に対して異を唱え、そのうえで渡辺新兵衛は、自身の見解に沿った普請計画を藩に対して提言したのであった。この渡辺新兵衛が提言した普請計画は、時代が下り嘉永期における佐屋川下流部の普請計画の際には採用されており、また地域側の見解でも渡辺新兵衛の見解と同様の認識をしていた。この点から、渡辺新兵衛の見解は地域側の利害にも対応したものであり、彼は河川の改修に関して専門的な見識を持っていたと考えられる。

そしてその後渡辺新兵衛は、文政7年（1824）におこなわれた木曽三川水行直し普請の一件（以下、「木曽三川水行直し」とする）においては、領主側からも積極的に活用されるようになっ

た。「木曾三川水行直し」は、笠松代官所によって尾張藩・高須藩に提言され普請の計画がなされていたが、尾張藩と高須藩の利害が一致せず、計画が滞っていた状態にあった。そのような状況のなか、笠松代官は兼ねてより評判になっていた渡辺新兵衛に尾張藩と高須藩の利害調停を依頼し、普請の実行を目論んでいたのである。依頼を受けた渡辺新兵衛は尾張藩と高須藩の利害調停をおこない、両藩の利害調停が完了したことで文政7年（1824）に普請が実行されたのである。

このように渡辺新兵衛は、河川の改修に関する専門的な見識を持っており、尾張藩の政策に対して積極的に介入にしてゆくことで、藩側の政策に地域利害を反映させていたのであった。そして次第に領主側からも積極的に利用されるようになり、「木曾三川水行直し」の際には領主側の利害調停を依頼されるような存在へとなっていった。尾張藩において渡辺新兵衛は、河川に関する専門的な見識を媒介にして地域社会と領主の相互をつなぐパイプの役割を担っていたといえよう。

最後にこの渡辺新兵衛のような人物が、尾張藩における19世紀の身分的特権獲得者全体のなかで、領主側にどのような存在として認識されていたかをみていった。19世紀の尾張藩においては、藩に対する御用金の調達など、功績を根拠に身分的特権を獲得していた人物が、少なくとも18世紀半ばより持続的に特権を付与されていた。そしてその中には渡辺新兵衛のように領主側の政策に積極的に介入してゆくことで、地域側の利害を領主行政に反映してゆく人物も潜在的に存在していたと考えられる。彼のような人物は、「差免方取扱究」に記載されているなかでは、尾張藩に有益となる考えを提言し、それが藩側に取り入れられた、という事例に該当している。渡辺新兵衛が後に領主側からも積極的に利用されていたことから考えても、当時の尾張藩ではこのような人物にこそ、身分的特権を付与させたかったのではないだろうか。そしてこのような人物を出現させるきっかけが「差免方取扱究」であり、その背景に所附代官所設置があったのである。

では19世紀に至って渡辺新兵衛のような人物を出現させた要因となった、身分的特権の付与という領主側の行為には、どのような役割があったのだろうか。例えば深谷氏は、仙台藩が財政難打開の政策として、金銭で武士身分を譲渡する売録を制度化したことを取り上げ、そのことが従来幕藩体制の活性化として機能していた売録という行為を、逆に幕藩体制を衰退させてしまっていた、としている²⁹。今回の尾張藩の事例をみても、19世紀の身分的特権獲得者の前身的存在が、すでに存在していたことから、百姓身分への身分的特権付与という行為そのものが、そのまま近世身分制度の衰退につながっていった、とは考えにくい。

そこで尾張藩独自の規定である延享元年（1744）の規定に改めて注目すると、その法令では身分的特権付与の原則事項の徹底と、例外的に身分的特権を獲得した人物に対する規制について書かれていることから、当時の尾張藩において百姓身分への身分的特権付与という行為は、渡辺新兵衛のような人物の出現を抑制させる機能を有していたのではないだろうか。それが所附代官所設置を契機にして、地域社会が以前にも増して領主行政に関与するようになり、その

後の「差免方取扱究」制定によって、原則事項よりも功績の内容が重視されるようになったことで、由緒や筋目に規制されることなく、従来よりも地域社会が領主行政に介入していくことを可能にしていったのではないだろうか。つまり、所附代官所設置を契機とした一連の変化によって、身分的特権の付与という行為は、地域社会の領主行政への介入を抑制する従来の機能から、地域社会を領主行政取り込む機能へと大きく変換を遂げたのではないだろうか。

そして渡辺新兵衛のような人物は、地域側が自らの利害を領主行政に反映させるために生み出されていったのか。それとも領主側によって生み出されていったのか、という疑問が浮上するが、それについては今後の課題としてゆく。

参考文献

- (1) 伊藤昭弘 2002年「萩藩における「御仕成」と中間層」『九州史学』133号 43～64頁
- (2) 深谷克己 2006年『江戸時代の身分願望 身上がりと上下無し』吉川弘文館